

館山市放課後児童健全育成事業補助金交付申請に関わる手引き

担当課：館山市教育委員会こども課

電話：0470（22）3496

1 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する事業者が補助を受ける場合に、必要書類を添えて申請します。

2 補助対象事業要件

(1) 館山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）第10条第2項に定める支援の単位を構成する児童の数が10人以上であること（放課後児童の保護者を主とする運営主体である場合を除く。）。

(2) 年間250日以上（利用者に対するニーズ調査を行った結果、250日開所する必要がない場合は、200日以上）開所すること。

(3) 保育対象者を特定の者に限定しておらず、補助対象事業について、他の営利事業と運営及び会計を明確に区分していること。

(4) 事業の設備及び運営について、条例に定める最低基準に適合していること。

3 申請書添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 児童名簿

(4) 指導員の経歴書

(5) 施設の概要

(6) 規約及び役員名簿

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 提出窓口

館山市役所本館1階 こども課